男性労働者の育児休業等の取得割合の公表

算定期間	2026 年度 （2025 年 10 月 1 日～2026 年 9 月 30 日）
育児休業等の取得割合	106% ※育児目的休暇は含まない
※取得割合は、算定期間中に育児休業等（産後パパ育休を含む）を開始した男性労働者の数を、算定期間中に配偶者が出産した男性労働者の数で除して算出しています（小数点第 1 位以下切り捨て）。算定期間より前に出生した子について、算定期間中に育児休業等を開始した男性労働者を含むため、取得割合が 100%を超えています。	